

# 相続税法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## ● 仏暦 2558 年・相続税法令

前文省略

### 第 1 条 (名称)

本法令を「仏暦 2558 年・相続税法令 (プララーチャバンヤット・パーシー・ガーンラップ・モラドック)」と呼ぶ。

### 第 2 条 (施行日)

本法令は官報公示日から 180 日が経過した時に施行する。(官報公示は 8 月 5 日)

### 第 3 条 (適用免除)

- (1) 本法令の施行日前に被相続人が死亡した相続。
- (2) 被相続人の配偶者が被相続人から受ける相続。

### 第 4 条 (語義)

「税 (パーシー)」とは、本法令に基づき徴収する相続税を意味する。  
「タイ国 (プラテート・タイ)」とは、タイ国の権利である飛び地も意味する。  
「評価官 (チャオパナックガーン・プラムーン)」とは、税評価のため大臣が公務員から任命した者を意味する。  
「局長 (アティボディ)」とは、国税局、または国税局長が委任した者を意味する。  
「大臣 (ラッタモントリー)」とは、本法令に基づく主務大臣を意味する。

### 第 5 条 (主務大臣)

財務大臣を本法令に基づく主務大臣とし、本法令に基づく執行のため省令を制定する権限を有する。  
省令は官報公示をもって施行する。

## 第 1 章 総則

### 第 6 条 (国税局の徴税権限)

本法令に基づく税徴収は国税局の権限義務とする。

### 第 7 条 (後見人、補佐人)

納税義務を有する者が未成年者、無能力者、または準無能力者である場合、法定代理人、成年後見人、または補佐人が代わりに本法令に基づく遂行をなす義務を有する。

### 第 8 条 (期間の延長)

書式提出、または諸通知、不服申立、及び本法令に定められたところに基づく納税の期間は、当該期間に従う義務を有する者が、当該期間に従えない必要な事由がある、またはタイ国内にいない場合、局長はその場合の必要性に基づき期間を延長することができる。

本法令に基づく義務を有する者が本法令に基づく期間内に行動できない一般的な必要な事由がある場合、局長は当該事由がなくなるまで相当の期間延長を告知することができ、延長された期間を本法令に基づく期間であるとみなす。

第1段、第2段に基づく期間延長の原則及び要件は、大臣が官報公示により定めたところに従う。

## 第9条（書類送付）

いずれかの者宛ての本法令に基づく書類はその者の住所または居住地、もしくは勤務地に書留郵便で送付するか、国税官が日照時間内またはその者の勤務時間内に手渡す。受取人の住所、居住地、または勤務地で受取人に会えないのであれば、その受取人の家、または勤務地にいる、もしくは働いている成人の者に手渡すこともできる。

第1段に基づく方法で送付できない、またはその者が国外に渡航している場合、その者の家もしくは勤務地、または国民登録法に基づく最新の家屋登録書にその者が記載されている家の視認しやすい場所にその書類を掲示する、もしくはその土地で販売されている新聞に要旨を公告する、または局長が定めたその他の方法を使うこともできる。

第1段または第2段に基づく方法に従った時、その書類を受け取ったものとみなす。

## 第10条（土地局）

土地官が相続により得た不動産に係る権利と法律行為を登録した時、内閣が定めた原則、方法、及び期間内に従い、国税局にその登録を通知する。

## 第2章 納税

### 第11条（納税義務のある者）

第12条の規定下に、相続を受けた以下の者は本法令の規定に基づき納税義務を有する者とする。

- (1) タイ国籍を有する者。
- (2) タイ国籍を有していないが、移民法に基づき王国内に居住する自然人。
- (3) タイ国籍を有していないが、タイ国内の財産を相続した者。

相続を受ける者が法人である場合、タイで登録した法人、またはタイの法律に基づき設立された法人、もしくは相続の権利を有する時に払い込み済み登録資本金の50%超の株式をタイ国籍者が保有する法人、全事業の経営権限を有する経営陣の過半をタイ国籍者が占める法人とみなす。

(3) の場合、被相続人が死亡した時に相続財産がタイ国内にあったのであれば、その後には態様の変化があつたとしても、財産はタイ国内にあるものとみ

なし、その相続を受ける者は第12条に基づき納税しなければならない義務を有する。

内閣の承認により大臣は、官報公示により、タイ政府と外国政府が結んだ相続に係る二重課税を回避するための条約または合意に基づく者に対し、本法令に基づく税を減免することができる。

## 第12条（1億バーツ超）

各被相続人から相続を受ける者は、1度に、または何度かにわたって相続を受けるかどうかにかかわらず、各被相続人からの相続額が合計で1億バーツを超える価値があるのであれば、1億バーツを超える部分についてのみ納税しなければならない。

第1段に基づく相続額は、相続を受けた全ての財産から、その相続で得た債務を差し引いた額を意味する。

第1段に基づく相続額は5年ごとに再検討し、その検討にあたっては商業省が計算した消費者物価指数の変化率を考慮する。新たな相続額の規定にあたっては勅令（プララーチャ・クリサディカー）制定によってこれをなす。

## 第13条（免除対象）

第12条の規定は以下の者には適用しない。

（1）被相続人が相続にあたって、宗教、教育、または公益事業のために使うよう意思を伝えた、または目的がわかる相続人。

（2）国の機関、及び宗教、教育、または公益事業のための目的を有する法人。

（3）タイ国が国連機関に対して有する拘束義務に基づく、または国際法に基づく、もしくは国際条約や相互実施に基づく個人または国際機関。

ここに省令で定めた種類または名称に基づく場合のみ。当該省令では検査、追跡の原則、要件、及び方法を定めることもできる。

## 第14条（相続財産）

納税しなければならない相続は以下の財産とする。

（1）不動産。

（2）証券・証券市場法に基づく証券。

（3）預金、または被相続人が引出権を有する、もしくは金融機関やその金銭を受け取った者に請求権を有する同様の形態のその他金銭。

（4）登録上の証拠のある乗物。

（5）勅令で追加された金融資産。

第11条（1）及び（2）に基づく相続人の場合、タイ国内及びタイ国外にある財産から納税し、第11条（3）に基づく相続人の場合、タイ国内にある財産からのみ納税する。

タイ国内にある財産である財産とは、省令で定めたところに従う。

## 第15条（財産価値の計算）

財産の価値の計算は、以下のように遺産であるその財産を受け取った日における価格または価値に従う。

(1) 不動産である場合、土地法典に基づく権利と法律行為の登録手数料を徴収するための不動産評価額から、省令で定めた基準に基づく権利請求を受けた義務を差し引いた額。

(2) タイ証券取引所に上場した証券である場合、相続した日の証券市場の閉会時のその証券の価格。

(3) その他の場合は省令で定めた原則に従うが、当該原則は特定の形態ではない一般的なものとして定める。

外貨をタイ通貨で計算しなければならないのであれば、国税局が布告規定した原則及び方法に基づく交換レートに従い換算する。

#### 第16条（10%と5%）

納税義務を有する者は第12条に基づき納税しなければならない部分において、相続価値の10%のレートで計算し、納税する。ただし相続人が両親・祖父母または直系子孫は5%のレートで納税する。

### 第3章 申告書提出・納税・税評価

#### 第17条（申告、納税）

第23条の規定下に、納税義務を有する者は第12条第1段に基づき納税義務を有する事由である相続日から150日以内に、局長が定めた書式に基づき、相続税申告書を提出し、納税する。

第1段に基づく申告書の提出と納税は、いずれかの税務署、または局長が定めたその他の場所で提出し、納税する。

税務署の職員が申告書を受け取った時、速やかに税評価官に送付し、税評価官は申告書の提出日から1年以内に税評価を終える。納税義務を有する者が追加納税が必要で、第22条に基づく期間内に納税した場合、罰金または追加金を課さない。ただしその追加金が相続税申告書に示されていない事項から生じた、または虚偽の申告から生じた場合はその限りではない。

第3段に基づく1年の期間は、必要な事由があり、回避できそうもない時、局長はその場合に限り延期することができるが、合計して3年を超えない。

#### 第18条（相続管理人）

納税義務を有する者が第17条第1段に基づく期間が経過する前に申告書を提出せずに死亡した場合、その者の相続管理人が任命された日から150日以内に、死亡者に代わって申告書を提出し、第31条に基づく追加金とともに納税する義務を有する。このとき罰金を支払う必要はない。追加金は第17条第1段に基づく期間が経過した日から全額納税した日までで計算する。

納税義務を有する者が第17条第1段に基づく期間が経過した後に申告書を提出せずに死亡した場合、その者の相続管理人が任命された日から150日以内に、死亡者に代わって申告書を提出し、罰金と追加金とともに納税する義務

を有する。罰金は支払わなければならない税金の等倍を支払う。ただし当該期間後に申告書を提出し、納税した場合、罰金は支払わなければならない税金の2倍を支払う。追加金は第17条第1段に基づく期間が経過した日から全額納税した日までで計算する。

第1段及び第2段に基づく追加金は支払わなければならない税金を超えてはならない。

第1段及び第2段に基づく場合、いずれかの相続権者が第1段及び第2段に基づく期間内に自ら手続を取ることもできる。

## 第19条（相続管理人がない場合）

納税義務を有する者が死んだ日から180日以内に、第18条に基づき手続を取る相続管理人が任命されない場合、死亡者の遺産をもらう権利を有する相続人が第18条に基づく義務を有し、第18条の内容を準用する。ただし申告書の提出と納税は180日の期間が経過した日から150日以内にこれをなす。

相続人が複数の場合、相続人は相続人の1人を納税義務を有する者とするに合意する。合意できない場合は、いずれかの相続人が相続人を立てるよう裁判所に申し立てる。

第1段に基づく期間が経過した時、本条に基づき誰も申告書を提出し、納税しなかったのであれば、税評価官が第20条に基づき税評価する権限を有する。

## 第20条（10年間）

第17条の規定下に、納税義務を有する者が法律の定めた期間内に申告書を提出していない時、税評価官は税を評価する権限を有する。このとき申告書提出期間の最終日から10年間、税評価する権限を有する。

## 第21条（召喚）

第17条、第18条、第19条、第20条、または第24条に基づく手続に資するため、税評価官は納税義務を有する者、代理人、または関係するその他の者に証言させるため召喚状を出す、並びにそれらの者に検査のための帳簿、書類またはその他証拠を提出するよう命令を出す、または当該人物に文面で回答するよう命じる権限を有する。ただし召喚状もしくは命令を受け取った日から7日以上前もって猶予を与えなければならない。

## 第22条（納税）

税評価官が評価を終えた時、その評価を文面で納税義務を有する者に通知し、その者は通知書を受け取った日から30日以内に、もしあれば罰金と追加金とともに相続税を支払う。この場合、税評価について不服を申し立てる権利を行使することもできる。

## 第23条（分割納税）

納税義務を有する者は5年を超えない期間に相続税を分割して支払うこともできる。ここに勅令で定めた原則、方法、要件に従う。当該原則、方法、要件

に従って全額を支払った時、追加金を支払わなくてもよい免除を受けるが、分割支払いが2年超である場合は当該勅令で定めたとおりに基づく部分について、追加金を支払うよう定めることもできる。

## 第24条（還付）

申告書を提出した者が納税義務を有していないのに納税した、または納税額を超えて納税した場合、その者は税還付を受ける権利を有する。

第1段に基づく還付を受ける権利を有する者は、全額納税した日から5年以内に、いずれかの場所の税務署の職員に、証拠書類とともに税還付を申請する。ここに局長が布告規定した原則と方法に従う。

申請を受けた税務署の職員は速やかに税評価官に証拠書類とともに申請書を送付し、税評価官は申請書を受け取った日から150日以内に証拠書類の審査を終え、審査を終えた日から15日以内に申請者に文面で通知する。税還付しなければならない場合、国税局は審査終了日から30日以内に還付を終える。

税還付において、還付される税金からの利息を請求する権利はない。

税還付申請の審査に資するため、税評価官は本条で定めた期間内に税評価する権限を有する。

## 第25条（未納税）

本法令に基づき納めなければならない税は、支払期限が来た時、未納であれば見納税であるものとみなす。

見納税の支払いを受けるために、局長は王国全土で納税の責に任じられる者の財産を押収または差押え、もしくは競売することを命じる権限を有する。このとき裁判所に押収令状または命令を請求する必要はない。当該権限は局長が副局長または管轄エリア内での実施であれば地方国税官（サンパコーン・パーク/国税局の地方管区の責任者）に委任できる。

財産の差押え、または競売の方法は民事訴訟法典を準用する。差押えについては、大臣の認可により局長が定めた規則に従う。

当該競売により得た金銭は手数料、差押えと競売の費用、未納税の金額を差し引いて、残金があれば財産の所有者に返還する。

第2段に基づく実施に資するため、第2段に基づく権限を有する者は、以下の権限を有する。

（1）未納税の支払いの責に任じる者、及び未納税の徴収に資すると信じられる者に召喚状を出し、証言させる。

（2）（1）の者に命じ、未納税徴収に必要な会計帳簿、書類、またはその他の証拠を提出させ、検査する。

第5段に基づく実施は、召喚状または命令を受けた日から7日以上前もって時間的猶予を与えなければならない。

## 第4章 不服申立

### 第26条（申立）

納税義務を有する者で、税評価官の税評価に異議のある者は、税評価の通知を受けた日から30日以内に不服審査委員会に不服を申し立てる権利を有する。ここに官報公示により局長が定めた書式、場所に従い提出する。

第1段に基づく不服審査委員会は、国税局長またはその代理人を委員長とし、検察庁代表及び統治局代表を委員として構成される。

不服審査委員会は不服申立のあった日から180日以内に審査を終える。当該期間は局長が90日を超えない範囲で延長を認めることができる。当該期間が過ぎた時、不服申立人は不服審査委員会の審査結果を待つことなく、租税裁判所に訴える権利を有する。ただしその訴えは当該期間が過ぎた日から180日以内になさなければならない。

不服審査の決定は文面でこれをなし、決定した日から15日以内に不服申立人に通知する。

不服申立人で不服審査委員会の決定に不服の者は、不服審査委員会の決定を知った日から180日以内に租税裁判所に訴える権利を有する。

## 第27条（支払い、還付）

不服申立は納税を猶予しないが、不服申立人が局長により不服審査決定または判決を待つよう認可を受けた場合はその限りではなく、不服申立審査決定または終局判決を知った日から30日以内に支払う義務を有する。

不服申立審査の決定で追加の納税が決まった場合、不服申立人は第1段と同じ期間内に支払わなければならない。

不服申立審査の決定、または終局判決で不服申立人、もしくは訴え出た者が納税しなくてもよくなった、または少ない支払いになった場合、国税局は決定または終局判決のあった日から30日以内に、不服申立人もしくは訴え出た者に還付しなければならない税金を返還しなければならない。

## 第28条（権限）

不服申立審査の決定に資するため、不服審査委員長は第21条に基づく税評価官と同じ権限を有する。

## 第5章 罰金と追加金（付帯税、加算税に相当）

### 第29条（罰金額）

納税義務を有する者は以下のケース、レートで罰金を支払わなければならない。

(1) 定められた期日以内に納税申告書を提出しなかった場合、支払わなければならない税額の等倍の罰金を支払う。

(2) 不十分、または事実でない納税申告書を提出し、支払わなければならない税額が少なくなった場合、支払わなければならない税額の0.5倍の罰金を支払う。

### 第30条（減免）

本法令に基づく罰金は、大臣の承認により局長が布告規定し官報公示した原則と要件に基づき減免することができる。ここに当該原則と要件は、本法令を遵守する義務を有する者の善意と必要性を考慮することにより、減免の事由を明瞭に示さなければならない。

## 第31条（追加金）

第23条の規定下に、本法令に基づく期日内に全て納税しなかった者は、罰金を含まない、支払わなければならない税額のひと月、または月の端数があってもひと月を数え、月1・5%の追加金を支払う。

税支払期日の延長があり、延長された期日内に支払いがなされた場合、第1段に基づく追加金は月0・75%に軽減される。

第1段、第2段に基づく追加金の計算は、納税申告書の提出期日が過ぎた日から起算し、税支払いのあった日までとするが、追加金は支払わなければならない税額を超えない。

## 第32条（みなし税金）

本法令に基づく罰金と追加金は税金とみなす。

## 第6章 罰則規定

### 第33条（未申告）

第17条に基づき納税申告書を相当の事由なく提出しなかった者は、50万バーツ以下の罰金に処する。

### 第34条（召喚状、命令）

税評価官の召喚状または命令に従わなかった者、第21条に基づく税評価官、または第28条に基づく不服審査委員長の質問に答えなかった者、もしくは第25条に基づく権限を有する者の召喚状または命令に従わなかった者は、1か月以内の禁固、または2万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

### 第35条（差押え財産）

第25条に基づき押収、または差し押さえられた財産を破壊、移動消失、隠匿、もしくは他者に譲渡した者は、2年以内の禁固、及び40万バーツ以下の罰金に処する。

第1段に基づく違法行為者が法人である場合、その法人のマネージング・ダイレクター、マネージャー、法人代表が違法行為に関係していれば、当該マネージング・ダイレクター、マネージャー、法人代表を第1段で規定した刑罰に処する。

### 第36条（情報漏洩）

本法令に基づく執行義務を有する職員が、納税義務を有する者、または関係するその他の者の情報を知り、合法的権限なく、いずれかの者にその情報を教えた、もしくは何らかの方法で知らせた、または知る義務のない者に当該情報

を知らせた者は、1年以内の禁固、または20万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。ただし法律に基づく任務に資するために国税法典に基づく税評価官に知らせた場合はその限りではない。

## 第37条（納税回避）

（1）本法令に基づく納税を回避するために、虚偽の内容を知っていながら意図的に提出した、または虚偽の証言をした、虚偽の証言により質問に答えた、虚偽の証拠を示した

（2）虚偽、意図的、詐欺により、もしくは何らかの方法の策略により、本法令に基づく納税を回避した、または回避に努力した、または

（3）助言、または支援して他者に（1）もしくは（2）の行為をさせた者は、1年以内の禁固、または20万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

## 第38条（略式処分）

第33条、第34条、第37条に基づく違反行為は局長が略式処分を下す権限を有する。

略式処分に従って罰金を収める義務を有する者が、局長が定めた期間内に支払った場合、その者はその違反によって訴えられない（注／事件は終結する）。

局長が略式処分すべきではないと判断した、または略式処分をしたが納税義務を有する者が従わない、もしくは従ったが期日内に罰金を支払わないのであれば、訴訟手続を取る。この場合、他の法律に従って略式処分手続を取ることを禁じる。

（おわり）

## ●相続税法の説明（国税局）

### 1、納税義務者

（1）タイ国籍者

（2）タイ国籍はないが、移民法に基づき王国内に居住地がある（居住ビザ＝恒久ビザを持つ）者

（3）タイ国籍はないが、タイ国内にある財産を相続する者

相続する者が法人である場合、タイ国内で登記された、またはタイの法律により設立された法人、もしくは相続の権利を得た時にタイ国籍者が払い込み済み資本金の50%超の株式を保有している、または全ての経営権限を有する者の集団の中で経営権限を有するタイ国籍者が過半数を占める法人であるとみなす。

### 2、相続税を免除される者

（1）相続税法の施行前に死亡した被相続人から相続する者

（2）被相続人の配偶者

(3) 被相続人が宗教、教育、または公共利益のためにその遺産を使用することを望む意思を示した、もしくはそうした意思があると判断できる相続をした者

(4) 国の機関、及び宗教、教育、または公共利益に資する目的を有する法人

(5) タイ国が国連に対し持つ拘束義務に基づく、または国際法に基づく、もしくは国際社会との契約、相互義務に基づく者、または国際機関。

### 3、課税対象

相続人が各被相続人から受ける相続が、1回か複数回かを問わず、合計で1億バーツを超える場合。

(1) タイ国籍を有する自然人または法人、またはタイ国籍を持たないが移民法に基づき王国内に居住地のある（注／居住ビザを有する）者は、タイ国内外にある財産

(2) タイ国籍を持たない自然人または法人は、タイ国内にある財産

### 4、納税義務のある財産

納税義務のある相続とは以下の財産。

(1) 不動産

(2) 証券法に基づく証券

(3) 預金、または被相続人が金融機関もしくはその金銭を受け取った者に対し返還請求権を有する同様の形態の金銭

(4) 登録上の証拠がある乗物（注／輸送機械類）

(5) 勅令によって付加された金融資産

### 5、財産の計算方法

以下のように、相続日における価格または価値を使用する。

(1) 不動産である場合、土地法典に基づく権利と法律行為の登録手数料を徴収するための不動産評価額から、省令で定めた基準に基づく権利請求を受けた義務を差し引いた額。

(2) タイ証券取引所に上場した証券である場合、相続日の証券市場の閉会時のその証券の価格。

(3) その他の場合、省令で定めた原則に従う。

### 6、税率

1億バーツを超える部分について相続額の10%。ただし相続人が両親・祖父母または直系子孫は5%。

### 7、申告、納税

・相続日から150日以内に、局長が定めた書式に基づき、相続税申告書を税務署に提出し、納税する。

- ・相続人が未成年、無能力者または準無能力者である場合、法定代理人、成年後見人、補佐人が代わりに義務を果たす。

## 8、分割払い

納税義務を有する者は5年を超えない期間に相続税を分割して支払うこともできる。

- ・2年以内に全部支払った場合、追加金支払いは免除。
- ・2年超、5年以内に全部支払った場合、部分的に追加金を支払う（勅令の規定に従う）。

## 9、税評価

- ・期間内（150日以内）に申告し、納税した場合、税評価官は申告日から1年以内に評価を終える（3年を超えない範囲で延長可能）。このとき追加の税があり、通知書を受け取った日から30日以内に納税したのであれば、罰金または追加金を課さない。

- ・期間内に申告しなかった場合、税評価官は申告書提出期間の最終日から10年以内に評価する権限を有する。

## 10、罰金

- ・定められた期日以内に納税申告書を提出しなかった場合、支払わなければならない税額の等倍の罰金を支払う。

- ・不十分、または事実でない納税申告書を提出し、支払わなければならない税額が少なくなった場合、支払わなければならない税額の0・5倍の罰金を支払う。

罰金は、大臣の承認により局長が布告規定し、官報公示した原則と要件に基づき減免することができる。

## 11、追加金

- ・期日以内に全て納税しなかった者は、ひと月につき支払わなければならない税額の1・5%の追加金を支払う。このとき罰金は含まず、月の端数があってもひと月と数える。

- ・税支払期日の延長があり、延長された期日以内に支払いがなされた場合、追加金は月0・75%に軽減される。

追加金の計算は、納税申告書の提出期日が過ぎた日から起算し、税支払いのあった日までとするが、追加金は支払わなければならない税額を超えない。

## 12、税還付

- ・全額納税した日から5年以内に、税務署の職員に税還付を申請する。
- ・税評価官は申請書を受け取った日から150日以内に証拠書類の審査を終え、審査を終えた日から15日以内に申請者に文面で通知する。

- ・税還付しなければならない場合、国税局は審査終了日から30日以内に還付を終える。

- ・還付される税金からの利息を請求する権利はない。

### 13、不服申立

・納税義務を有する者で、税評価官の税評価に異議のある者は、税評価の通知を受けた日から30日以内に不服審査委員会に不服を申し立てる権利を有する。

・不服審査委員会は不服申立のあった日から180日以内に審査を終える（90日を超えない範囲で延長できる）。不服審査の決定は、決定した日から15日以内に不服申立人に文面で通知する。

・不服申立人は不服審査委員会の決定を知った日から180日以内に、または不服審査委員会の審査期間が過ぎた日から180日以内に、もしくは延長された90日以内に租税裁判所に訴える権利を有する。

・不服申立審査委員会は、国税局長またはその代理人を委員長、検察庁代表、統治局代表を委員とする。

### 14、罰則規定

・納税申告書を相当の事由なく提出しなかった者は、50万バーツ以下の罰金に処する。

・税評価官の召喚状または命令に従わなかった者、税評価官または不服審査委員長の質問に答えなかった者は、1か月以内の禁錮、または2万バーツの罰金、もしくはその併科に処する。

・押収、または差し押さえされた財産を破壊、移動消失、隠匿、もしくは他者に譲渡した者は、2年以内の禁錮、及び40万バーツの罰金に処する。その違法行為者が法人である場合、その法人のマネージング・ダイレクター、マネージャー、法人代表を刑罰に処する。

・納税を回避するために、虚偽の内容を知っていながら意図的に提出した、または虚偽の証言をした、虚偽の証言により質問を答えた、虚偽の証拠を示した、虚偽、意図的、詐欺により、もしくは何らかの方法の策略により、納税を回避した、または回避に努力した者は、1年以内の禁錮、または20万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

・職員が、納税義務を有する者、または関係するその他の者の情報を知り、合法的な権限なく、いずれかの者にその情報を教えた、もしくは何らかの方法で知らせた、または知る義務のない者に当該情報を知らせた者は、1年以内の禁錮、または20万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

### 15、施行日

官報公示日から180日が経過した時に施行する。 [注／官報公示日は2015年8月5日] (おわり)